

静岡県告示第58号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年1月31日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

市山N o . 4 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
伊豆市		市山	道合	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた区域
				517-1 1号
				517-1 2号
				499-1 3号
				502-1 4号
				500-1 5号
				505-1 6号
				504-1 7号
				504-1 8号
				504-1 9号
				505-1 10号
				一本橋
				696-1 11号
				689 12号
				峯ノ平
				704-2 13号
				一本橋
				686-1 14号
686-1 15号				
679-7 16号				
道合				
510-1地先の道路敷 17号				
521-9 18号				